

デジタル・プラットフォームの優越的地位濫用規制

—中韓の規制動向の比較から—

○康佳慧 (Kang Jiahui)、○キム・ダジョン (Kim Dajung)、○神津実 (Kouzu Minoru)

Keywords : デジタル・プラットフォーム、優越的地位濫用、市場支配力、データの不正利用

1 目的

本研究では、デジタル・プラットフォーム（以下「DPF」という）に対する中韓の規制政策を比較したうえで、デジタル市場における市場優越的地位の濫用及びDPFが果たすべき役割に関する両国の規制状況を明らかにする。

2 方法

本研究の調査・分析方法は2020年から独占禁止の分野でデジタル経済に対応した中韓の重要法改正を基に両国のDPF規制状況を比較分析する。これにより、DPFを対象とした規制実務における市場画定と優越的地位認定時の考慮要素、及び濫用行為として推定できる要件を抽出する。

3 結果

デジタル市場における市場優越的地位の認定基準に関する両国の規制条件は、従来の市場シェア割合や取引条件を考慮する基準の代わりに、デジタル経済における市場支配力の構成要素（データ保有量、加入者数、利用期間など）から総合的に判断する基準を用いる。さらに、中国では競争状況や事業者のDPFへの依存度等の要素も考慮しており、韓国も年内には市場支配力の認定基準や市場画定を定めた審査指針の発表を予定している。

デジタル市場における市場優越的地位の濫用行為としては、自社の市場支配力の維持または新サービスの市場シェア獲得のためにアルゴリズムやデータスクレイピングなどの不正利用が主な濫用行為とされている。中国では対策として、不正利用から生じた利用者差別や市場競争排除を解消する新規定をパブリックコメントにかけている。一方、韓国ではDPFに仲介者としての中立性を要請する、検索アルゴリズムの公開等の法制化を検討している。

4 結論

以上により、中韓両国ともDPFのエコシステム構築による収益を認めつつ、データや技術を用いた競争優位性の濫用や確保はイノベーションや市場の新規参入を阻害する効果があるという立場から、これらの競争制限・排除行為を禁止する法制度やガイドラインの導入を進めている。このほか、両国はDPFの利用事業者と消費者保護の側面において、EUのアプローチに接近し、DPFに関連する取り組みを要請する予定である。

【主要参考文献】

1. Jacques Crémer, Yves-Alexandre de Montjoye and Heike Schweitzer, European Commission(2019), Competition Policy for the Digital Era.
2. 日本経済法学会『デジタルプラットフォームと独禁法』日本経済法学会年報第42号(2021年9月)
3. 川濱昇・武田邦宣「プラットフォーム産業における市場画定」RIETI Discussion Paper Series 17-J-032(2017年4月)
4. Angela Huyue Zhang, Agility Over Stability: China's Great Reversal in Regulating the Platform Economy, University of Hong Kong Faculty of Law Research Paper No. 2021/36, 28 July 2021.